



Title	公家日記に見える「之」の字の用法について：平安時代の資料を対象に
Author(s)	小山, 登久
Citation	語文. 1974, 32, p. 52-63
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68623
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

公家日記に見える「之」の字の用法について

——平安時代の資料を対象に——

小山登久

丁

「之」の字の中國側における一用法として、王引之の經伝釈詞に

「之。言之間也。若在河之洲之屬。是也。常語也。」とあるように、語句と語句の間に立って、「之」の上の語句が下の語句を修飾することを示す用法がある。

この用法がわが国の奈良時代の文献に見える「之」の字の用法のなかではもつとも一般的なものであると言われているが、奈良時代の文献のみならず、平安時代の公家日記類に見える「之」の字の用法においても、やはり、この用法が主流をなしていて、そのいくつかの例を次に挙げると、

(1) 往白河家、餞陸奥守惟扶朝臣、聊有管絃之興。 (貞信公記、天

慶2・8・17)

(2) 奉幣諸社、祈甘雨也、使立。之後雷鳴雨降、無幾止。 (同、天曆2・6・12)

(3) 競馬非是尋常、極希有之事也。 (小右記、長保1・9・13)

(4) 已剋許以書狀示藏人左衛門尉時範云、… (中略) …未剋許儲宣旨可相待也者、答承了之由。 (水左記、承暦4・9・30)

(5) 又下官前日所給文二通、… (中略) …子細之旨。在定文、 (同、承暦4・10・19)

のようである。

ところが、右に示した諸例を有する同じ日記のなかに、

(6) 奉幣諸社祈雨、触穢之人昨日參入、着右近陣者、彼府亦〔職カ〕幣使立後、此事出來。 (貞信公記、延喜19・6・6)

(7) 東宮朝覲、有管絃興。 (同、延喜19・10・28)

(8) 或云、權僧正自昨可行女院御修法、塗壇欲修、依僧都愁被止御修法、權僧正壇壞退出云々、甚希有事也。 (小右記、長保1・7・28)

(9) 仍令觀海畫願書、祈申石清水賀茂平野金峯山熊野等、子細旨在願書文。 (水左記、承保4・8・11)

(10) 未刻許博陸以書狀被示給云、… (中略) …可被告民部卿石大弁等者、答申承了由了。 (同、承暦5・2・9)

のような例があつて、これらの例の傍点の部分は前掲の諸例の傍点の部分と同じ内容の表現であるにもかかわらず、「之」の字が記されていない。

このような事実については、中國側における「之」の字の助辞と

しての性質から、漢文としての文の修辞と関係があるのではないかと考えられるであろうが、公家日記の文章は、権記のような例外はあるにしても、漢文の潤色がほとんど見られないうえに、漢文としては破格の文章で記されているのであるから、「之」の字の有無を漢文としての文の修辞上の問題に帰することは適切ではない。

それでは、漢文としての文の修辞とまではいかなくても、より普通の、より広い意味での文の修辞となんらかの関係があるのではないか、たとえば修飾句が長い場合とか、あるいは修飾句のなかに上に返つて訓説すべき箇所を含む場合とか、文をより理解しやすくするための表現上の一手段として修飾句の下に「之」の字が記されるのではないかと考えることもできようが、少なくとも本稿で取り上げた公家日記類に見える、修飾の関係を示す「之」の字の用例を全体的に考察した場合にはそのようなことは言えないであつて、「之」の字の有無を文の修辞上の問題に帰することはできないのである。

また、前掲の(1)(3)(5)は、「之」の字の上の語が体言などの活用のない語であるが、(2)(4)は「之」の字の上の語が活用語であつて、このような場合には、たとえば(2)の「立之後」は「立つ」の後」と読み、これに対して(6)の「立後」は「立つ後」と読むように書き分けられているのではないかとも考えられるであろうが、「立つ」の後」のように活用語の連体形と連体格助詞「の」が重ねて用いられるようになるのは、「……如きの」と言う言い方を除いては、室町中期以後であることが小林芳規氏によつて明らかにされているから、平安時代の例である(2)の「立之後」は(6)の「立後」と同じく「立つ後」と読むように記したものと考えられる。

されば、「之」の字の上にくる語が活用語であろうと活用のない語であろうと、語句と語句の間に立つて、「之」の字の上の語句が下の語句を修飾することを示す働きをする「之」の字の有無は、まったく恣意的なことなのであらうか。あるいは、そこになんらかの傾向とでも言はべきものがあるのであらうか。本稿は、平安時代の公家日記類を対象にしてこの間の事情を探ろうとするものである。

なお、つぎの、

(1) 天之亡秦 無愚智皆知之。 (史記・項羽) [天の秦を亡ばすこと、

愚智となくみなこれを知る。]

の「之」の字は、漢文法では修飾関係を示すものであるが、この例の訓説文における「之」の働きを国文法の側から見れば、主格を示す働きをしているものと見ることができよう。

このような関係から、わが国の奈良時代の文献はもちろんのこと、平安時代の公家日記類の文章においても、

(2) 予答申云、…… (中略) …但來一十六日以前無日次者、雖今日何事之候哉。 (水左記 承保4・1・16)

のように「之」が主格に立つ用法が見えるが、この場合においても、

(3) 予答其子細承了、今日御物忌固者、雖不令參給何事候哉者、

のようない例も見える。

もつとも(2)の傍点の部分は一種の強調表現であつて「之」は「これ」と訓説するものと見ることもできるかも知れないが、(3)の傍点の部分と比較して考えると(2)の「之」はやはり主格を示すものと見るのが妥当であろう。

そこで、本稿では主格を示す「之」の字の有無についてもあわせ

て考えてみることにする。

使用テキスト

貞信公記・九曆・小右記—大日本古記録、御堂関白記—自筆本
コロタイプ複製〔立命館出版部〕、權記・左經記・水左記・帥
記—増補史料大成。

(2)

まず、平安初期の公家日記でかなりの分量を持つものとして、貞信公記(逸文を除く)を取り上げてみよう。

この資料における「之」の字の用法のなかで、まず「之」の字が修飾—連体修飾—の関係を示す場合の292例について「之」の字の下接語の面から調査を行い、用例数10例以上の下接語とその用例数を

掲げて、さらに、それらの語が被修飾語でありながら上に「之」の字を伴わない「之」の字の下接語とならない場合の用例数を()で示し、次に、各々の語の用例総数に対する、「之」の字の下接語となる場合の各々の語の用例数の比率—以下では、語の比率とのみ言う—を掲げたのが第一表である。

第一表

間	後	由	事	状	語
14	33	33	35	85	「之」を伴わぬ数
(31)	(31)	(42)	(592)	(30)	「之」を伴わぬ数
31.1	51.5	44	5.5	73.9	比率(%)

—小数第一位以下は切り捨て。以下も同じ—を占めていて、「之」

の字の下接語の間にかなりの偏りのあることが認められる。

なお、右の「後(のち)」「間(あいだ)」などのように副詞的用法に転じる場合のある名詞についても、これらの語と「之」の字との関係は他の名詞の場合とほとんど変わらないから、一応、名詞のなかに含めて考えることにして、問題が生じた場合にのみ、適宜説明を加えることにする。

そこで、前述の「状」「事」「由」「後」「間」などの語のなかで問題のある語について、さらに詳しく述べてみよう。

まず、「之」の字の下接語のなかで、もっととも用例数の多い「状」の語について言えば、ここに挙げた「状」の語の意味は「書状」の意でもなく、また「ありさま」の意でもない。それでは、どのような意味の語かと言えば、

(1)止雨幣使立雨師二社、又斎王薨由、申賀茂、(延喜20・8)

・22

(2)又先日所定下人着手作布事可制之状諸卿申、(天暦2・1・14)

(3)有奏・申文、可召勘大和國司之状、仰右大弁、(延長2・4・22)

(4)有奏・申文、十講始、可勘諸國調物減少之由、仰左大弁、

(延長3・11・1)

(5)今上遷御綾綺殿、幸建礼門南庭、奉遣幣昂於伊勢太神宮、告。

可即位之状、(天慶9・4・22)
(6)上幸八省院奉幣伊勢並諸社祈雨、又京畿七道明神依前例告即位之由、(天慶9・5・15)

とある各一組の「状」と「由」を比べると、「状」は形式名詞とし

ての「由（よし）」の意の語であると推定され、また、

(7) 外記公鑑来云、今日可奏御暦、而上卿皆物忌、不參入、為之如

何者、殿上又御物忌也、須候内侍所、明日今奏状仰了、(承平

元・11・2)

の傍点の部分が西宮記所引貞信公記（大日本古記録による）では

「明旦可令奏之由」となり、

(8) 入夜外記貞用申云、…（中略）：依大原野祭無上行例、可行之

状仰了、(天慶2・2・17)

の「状」が北山抄所引貞信公記（大日本古記録による）では「由」

となっていることも、これを支持する資料と見ることができる。

第一表に掲げた85例の「状」の語はすべて形式名詞としての「由」

の意の語であって、このほかに「書状」の意の「状」があるが、こ

れはこの数字には含まれていない。

なお、形式名詞「由」の意の「状」の語は、貞信公記と同じ時期

の九曆には見えず、平安中期の小右記に、

(9) 入夜阿波守伊祐朝臣來、触赴任之状、与小禄、(寛弘2・2・

とある「状」は、同じ小右記に、

(10) 加賀守兼親触赴任之由、不聞返事早去、(寛弘2・2・28)

とあることを参照すると形式名詞「由」の意であることが分かるが、貞信公記以外の日記では「状」よりも「由」を使うのが一般的であり、貞信公記のようにこのような意の「状」が「由」よりも多く、かつ多量に使用されているのは珍しい。

そこで、「状」の語が「之」の字の下接語となっている場合には、「之」の字の前後を訓読した場合に「之」の字のすぐ前に読まれる

語—必ずしも表記の面で「之」の字のすぐ上に記されている語とは限らない—を上接語と名づけ、また、「状」の語が上に「之」の字を伴わない場合には、「状」の語のすぐ前に読まれる語を上接語と名づけることにして、以下でも上接語と言えばこのような意の語を指すものとすれば、たとえば、

(11) 可有召合之状、仰諸衛、(延喜12・7・9)

のよう、「之」の字の上接語に「可(べき)」の語がくる場合がある。そこで、「可」の語が「之」の字を介して「状」の語の上接語となる場合と直接に「状」の語の上接語となる場合を調査すると第二表のようになる。

表のようになる。

可	66例	19例	77.6%
(A)「之」の字を介する場合			
(B)「之」の字を介しない場合			
(A) (A)+(B)	$\times 100(\%)$		

この表によれば、「可」の語が「之」の字を介して、あるいは直接に「状」の語の上接語となる場合に対する、「可」

の語が「之」の字を介して「状」の語の上接語となる場合の比率—第二表の

(A)
(A)+(B) $\times 100(\%)$ —が高いので、「可」

の語が「状」の語の上接語となる場合には、「状」の語の上に「之」の字が記される率が高いと言うことになる。

以上に述べたことから、貞信公記では「…之状」、特に「可…之状」と言う

表記様式がほぼ成立していることが認められる。

次に「之」の字の下接語が「事」の語である場合は、「事」の語は「之」の字の下接語のなかで用例数が「状」の語についてで第二位

を占めてはいるが、「事」の語の比率がはなはだ低いので積極的なことはなにも言えない。

次に「之」の字の下接語に「由」の語がくる場合については、
〔12〕召藏人俊連、仰陪膳闕急之人可勘之由、（承平2・2・17）
のよう、「之」の字の上接語が「可（べき）」の語である場合がある。

そこで、「可」の語が「之」の字を介して「由」の語の上接語となる場合と直接に「由」の語の上接語となる場合を調査すると、前者が8例、後者が2例で用例数が少ないので表示もしない。また、貞信公記だけで積極的なことも言えないが、第二表と同じ計算方法によれば、「可…之由」と記される率が80%と高く、あとに取り上げる他の日記の傾向如何によつては「可…之由」と言う表記様式の成立が認められる可能性があると言えよう。

次に「後」の語が「之」の字の下接語となる場合については特に述べるほどの傾向は認められないが、「間」の語が「之」の字の下接語となる場合については一言付け加えておかねばならないことがある。

すなわち、「間」の語が「之」の字の下接語となる場合に、
〔13〕賀茂祭、奉幣如例、使典侍灌子出宅門之間、颪風大起、前駕之中、有落馬脱冠者云々、（天曆2・4・18）
のよう、形式名詞「間」が接続助詞的に用いられて、時の副詞句を構成する例が3例ある。

そこで、「間」の語が上に「之」の字を伴わない場合に「間」の語が右の用法をなす例を調査すると3例見えるので、このような用法の「間」の語については、その用例数に対する、「…之間」のよ

うに「間」の語の上に「之」の字が記される例の数の比率は50%となる。

この事実は、あとで取り上げる他の日記の場合と関連するので、あらかじめここに付け加えておく。

以上に、貞信公記において「之」の字が修飾の関係を示す場合について述べたが、次に「之」の字が主格を示す場合は、

〔14〕戌時幸廻立殿、丑冠幸悠紀殿、寅剝掌^幸主基殿、是行事所縫急之甚也、（承平2・11・13）

〔15〕賀茂祭、終日雨下、^壬斎日參向、河水之反出、渡人有煩云々、

（天慶2・4・14）

の2例のみであつて、しかも¹⁵は主格を示す用法と見るにはなお疑問の点がないわけでもなく、貞信公記においては「之」の字が主格を示すのに用いられるることはほとんどないと言うことができる。

三

次に平安中期の公家日記として、かなりの分量の自筆本が残されていると言う点から、御堂関白記自筆本¹⁶以下に御堂関白記と言えばその自筆本を指す一を取り上げてみると、「之」の字が修飾の関係を示す場合は、「之間」とある例が5例、「之由」が2例、その他（「可間之吉言」とある場合）1例の合計8例であつて、用例数が極端なまでに少ないと、「之」の字の下接語がほとんど「間」と「由」の語に限られてしていることが注目される。

その用例を少し示すと次のようである。

〔1〕女御宣旨下、右大將…（中略）…宰相中將・殿上人等於西廊奏慶賀之由、（長保1・11・7）

(2)臨時祭如常、使權左中弁道方、四五獻之間、小雨下、(寛弘2
・3・22)

(3)左衛門尉正輔依保昌朝臣家溫行事、於使府被召問、申病由不參、
仍付別當可問之。宣旨云々、(寛仁2・5・23)

右の(3)の傍線の部分は、陽明文庫所蔵の古写本(大日本古記
録による)には「可問之宣旨下云々」とある。
また、底本の本文に読点は記されていないが、解説の便宜
のため、いま、大日本古記録所蔵の自筆本の本文の読点を参
考にしてこれを付した。

なお参考までに、御堂闕白記のなかで「間」「由」「宣旨」の語が
上に「之」の字を伴わない例を少し挙げると次の通りである。

(4)修正月間人々定云、明日夜一種隨身參者、(長保2・1・4)

(5)參内、即退出、參中宮御方、來月可有行幸由被仰、(長保2・
2・14)

(6)而召道方朝臣被仰可為親王宣旨、(寛弘5・10・16裏書)

(7)參太内間、門前來近江雜任・國分僧等、(寛弘6・9・12)

(8)小式部依示下向由、千子授手首等、(寛仁2・3・13)

また、主格を示す用法の「之」の字の用例は見えない。

以上に述べたような御堂闕白記の傾向は平安中期の日記の一般的
な傾向なのであるうか、それとも御堂闕白記だけのものなのである
うか。このことを明らかにするために、まず、御堂闕白記と同じ時
期の日記である小右記の記述のなかで、御堂闕白記の記述年月と相
重なるもののうち、長保元年(秋冬)と寛弘2年(春夏)の部分を
選んで、修飾の関係および主語を示す用法の「之」の字について調
査を行った。部分的な調査であるから表にするまでもないのである

第三表

後	事	間	由	語
11 (30)	18 (152)	26 (39)	83 (90)	「之」を伴う数 「之」を伴わない数
26.8	10.5	40	47.9	比率(%)

小右記の調査部分の分量が御堂闕白記全体
の分量よりもはるかに少ないにもかかわらず、
小右記の「之」の字の用例数が御堂闕白記に
比べて非常に多いが、貞信公記の場合と同じ
ように「之」の字の下接語のなかで10例以上
の用例のあるものを選んで用例数の多い順に
挙げてみると第三表のよう「由形式名詞」「間(あいだ)」「事形
式名詞」「後(のち)」の四語となつて、第一表に示した貞信公記の
場合と比べると、「状」の語がないだけで他は順位こそ違え貞信公記
の場合と同じ結果が得られる。

また、「事」の語は四語のなかで第三位を占めているが、上に「之」
の字を伴わない場合が非常に多く、従つて「事」の語の比率がはな
はだ低いことも貞信公記の場合と同じである。

これらのことは第三表の示す内容の大まかな輪郭であつて、小右
記全体を通してみてもその大勢にかわりはないものと推測されるが、
右に述べたように第三表は部分的な調査の結果であるから、他の細
部の点については言及すべきではないと思う。

とにかく、第三表の示す結果によれば、「之」の字の修飾の関係
を示す用法の面では、平安初期の貞信公記の傾向が中期の小右記に
ほぼ受け継がれているのであって、これが平安中期の日記における

一般的な傾向であることは、小右記、御堂関白記と同じ時期の権記の記録体で記された部分に、たとえば

(9) 参内、小朝拝之間、花雪時降、(長保6・1・1)

(10) 位記等未書出、仍明日可令人眼之。由令藏人永光奏、(長保6・1・5)

(11) 先着結政、上入戸之後、暫居造曹司所例也、(長保6・2・28)

(12) 示右府御消息云、着座後未参内、仍雖有可定申之事等、送數日、(長保6・4・23)

とあることによつて理解せられるのである。

とすれば、御堂関白記の傾向は御堂関白記独特のものと見るべきであろう。

次に「之」の字が主格を示す用法が8例見える。たとえば、

(13) 厳久向仮前礼拝、度、不得其意、歎喜之甚歟。(長保1・8・21)

(14) 令啓云、: (中略) : 但臨時加持僧社候、何事之有也、(長保1・8・28)

(15) 以光榮朝臣令占勘、云、求食鬼之所致也者、(長保1・9・16)

のようであつて、「...之・甚」の形のものが3例、「...之・所・(動詞)」の形のものが2例、「何事之有也」が3例である。

このうち、「何事之有也」は、あとに述べる水左記の用例によつて「何・(名詞)・之・有・也」の形の一種であることが分かるので、主格を示す用法の「之」の字が記されるのは右のような一定の表現類形のなかにおいてであると言う傾向が認められるのである。

四

第四表

人(人々)	次	旨	時	故	事	処	後	間	由	語
33 (63)	39 (23)	45 (23)	48 (22)	65 (1)	67 (452)	105 (1)	154 (26)	169 (91)	268 (74)	「之」を伴う数 「之」を伴わない数
34.3	79.5	66.1	75	98.4	12.9	99.9	85.5	65	78.3	比率(%)

さてこの表によれば、これらの下接語の用例数の総計は993例となって、「之」の字が修飾の関係を示す場合の総数1350例のなかで約73.5%を占めていて、前述の貞信公記の場合と同じように、「之」の字の下接語の間に相当の偏りがあることが認められる。

そこで、すでに述べた貞信公記、小右記の場合と水左記の場合を比べてみよう。

平安初期の貞信公記の場合の下接語「状」、「事」、「由」—いずれも形式名詞「(後の)や」は、「状」の語を除いてそれらが平安中期の小右記からさらに末期の水左記へと続いていることが分かる。

そこで、まずこれらの下接語について貞信公記の場合と水左記の場合を比べてみると、それぞれの語の比率が前者よりも後者においてかなりの分量をもつと言う点から水左記を取り上げてみよう。

この資料における「之」の字の用法のなかで、まず修飾の関係を示す場合の1350例について、「之」の字の下接語の面から調査を行い、「之」の字の用例数が非常に多いので下接語のなかから30例以上の用例数を持つ語を選んで用例数の多い順に掲げると第四表のようになる(表の様式は第一表に同じ)。

第六表

間	
(A) 「之」の字の下接語となる場合	66例
(B) 「之」の字の下接語となる場合	13例
(A)	$\times 100(\%)$
(A) + (B)	83.5%

時構成する副詞の句を合

(A) 「之」の字の下接語となる場合
 (B) 「之」の字の下接語となる場合
 $\frac{(A)}{(A)+(B)} \times 100(\%)$

13例
 66例
 83.5%

また、貞信公記と同様、「間」の語が接続助詞的に用いられて時の副詞句を構成する場合が水左記にも見えて、このような用法の「間」の語について貞信公記の場合と同じような調査を行うと第六表のようになる。

この表によれば、このような用法の「間」の語が上に「之」の字を伴って「…之間」と記される率は83.5%となって貞信公記の場合よりも随分増大しているだけなく、この率が第四表の、

第五表

可	
(A) 「之」の字を介する場合	128例
(B) 「之」の字を介しない場合	12例
(A)	$\times 100(\%)$
(A) + (B)	91.4%

「之」の字の下接語になつている場合に、貞信公記の場合と同様に、「可(べき)」の語が「之」の字の上接語となる場合がある。「可」の語について貞信公記の場合と同じような調査を行うと第五表のようになる。

この表によれば、「可…之由」と記される率が91.4%となって貞信公記の場合よりも増大していることが注目される。

また、貞信公記と同様、「間」の語が接続助詞的に用いられて時の副詞句を構成する場合が水左記にも見えて、このような用法の「間」の語について貞信公記の場合と同じような調査を行うと第六表のようになる。

この表によれば、このような用法の「間」の語が上に「之」の字を伴つて「…之間」と記される率は83.5%となって貞信公記の場合よりも随分増大しているだけなく、この率が第四表の、

て非常に増大している点が著しい傾向の一つである。

また、水左記において「由」の語が「之」の字の下接語になつている場合に、貞信公記の場合と同様に、「可(べき)」の語が「之」の字の上接語となる場合がある。

そこで、「可」の語について貞信公記の場合と同じような調査を行うと第五表のようになる。

この表によれば、「可…之由」と記される率が91.4%となつて貞信公記の場合よりも増大していることが注目される。

水左記における「間」の語の比率をもしのいでいる点が注目される。

次に水左記において下接語が「事」の語である場合にその語の比率がはなはだ低いことは、貞信公記、小右記と同じ傾向を示している。

さて、第四表の下接語のなかから第一、三表に示した下接語を除くと、「处(ところ)」「故(ゆゑ)」「時」「旨」「次(ついで)」「人(人々)とあるを含む」の語が残り、これらの語が「之」の字の下接語として多用されていることが水左記に見える新しい傾向と言うことになるが、「人」の語の場合は他の語に比べて比率がずっと低いの

でこれを考慮のそとにおける、「時」の語を除いて他はすべて形式名詞、または形式名詞風のものであることが大いに注目される。ちなみに、第四表に掲げた「处」の語は、たとえば、

(1) 入夜叩門、令間之處、民部卿來給也、(承保4・8・4)

とあるように、すべて形式名詞「处(ところ)」が接続助詞的に用いられた場合である。

しかもなお注目すべきことは、この「处」の語の比率が99.8%と非常に高い数値を示しているのをはじめとして「故」「次」の語など、「旨」の語以外はこれらの形式名詞または形式名詞風の語がすべて高い比率を示していることである。

なお、「故」「次」「旨」の語が「之」の字の下接語となる例を一例ずつ挙げると次のようである。

(2) 今日參宇治殿之次、先參閑白亭、(治曆5・1・21)

(3) 予相當第一二兩卷、仍今日為吉日之故所書始也、(承保4・閏

12・25)

(4) 仰可進紙之旨、(承曆4・1・6)

第七表

外 者	上 (うえ)	許 (ゆき)	輩 (ひだり)	語
10 (0)	12 (37)	15 (1)	17 (100)	「之」を伴う数 「之」を伴わない数
100	24.4	93.7	14.5	比 率(%)

そこで第四表に入らなかつた下接語のなかから、形式名詞または形式名詞風のもので用例が10例以上ある語を探すと第七表のようになる。

この表によれば、比率100%の「外(ほか)」の語をはじめとして「上(うえ)」「輩」などの語のように高い比率を示している語が見える。

これらの比率の高い語の用例を挙げると、たとえば、

(5)自一日至明日物忌也、仍除僧之外不会
問来人、(承保4・8・3)

(6)今日有一日大般若説經事、是為御前御祈、

近習之輩、各所企也、(承保4・8・30)

(7)件男共朝夕召使之上、堪能之者也、(承暦5・12・10)

のようであつて、第七表の「上(うえ)」はすべて「…に加えて」の意であり、「上」の語が「ものの上部」の意をあらわす場合には水左記では、たとえば、

(8)上下家司一人昇之、置賛子上。(承保2・10・3)

のようすに、すべて「上」の語の上に「之」の字を伴わない。

なお、用例が10例以下であるために第七表には入らなかつた形式名詞に「条」という語があつて、

(9)有真云、無服之殯有暇之条、三月以後之事也、(永保2・4・14)

のようすに用いられている。

この語については、あとに掲げるロドリゲスの日本大文典の記述と関連するので、ここであらかじめ述べておくが、この語は、「之」

の字の下接語となつていて、例が9例、上に「之」の字を伴わない例が9例であるから比率は50%となつて前述の形式名詞または形式名詞風のものよりも比率が低いが、そのわけは、この語が多く使用されることは中世に入つてからであつて、水左記に見える諸例はその「走り」と見られるべきものであり、この時点においては、この語の使用が一般化されていないために、この語を含む語句の記し方もまだ固定していないと見るべきであろう。

さて、以上に述べたように、水左記においては被修飾語が形式名詞または形式名詞風の語である場合にその上に「之」の字が記される傾向が強く認められるが、この傾向は平安末期の日記における一般的な傾向なのであらうか、それとも水左記だけのものなのであらうか。

そこで、水左記と同じ時期の日記である帥記を見ると、

(10) (前略) : 良方有煙、依方角不快、忿入着衣冠、欲參内之間、

匡房示送云、參内者可同車者、(治暦4・12・11)

(11) 次大納言被示云、見暦之處、無可定申之日、何為乎、(治暦4・12・16)

(12) 右兵衛督參御前之次、密々被申此事云々、(治暦4・12・17)

(13) 又被仰云、道平雖申可勘申例之由、夜已可深之上、又二十八日

有不可移御東方之忌云々、(治暦4・12・17)

(14) 仍少史雜孝起座去了、此事雖不快、難制止之故也、(治暦4・12・25)

(15) 予定申云、… (中略) : 若於可遣者、除上膳医之外可選遣一兩

歟、(承暦4・閏8・5)

のようすに水左記と同じ傾向が見えるので、この傾向は水左記だけの

ものではなく、平安末期の公家日記における一般的な傾向と認められる。

五

次に、水左記には、「之」の字が主格を示す場合が18例ある。その例をいくつか挙げると、

(16) 節会日尋有申文例可被行也、但縱無例何事之有哉、(康平8・1・7)

(17) 神祇官申云、惟所神事違例之所致歟、(承保4・11・11)

(18) 道榮申云、…(中略)…偏依上藤有行之申、今月内避重復日可

拝申者、隨宜恣連署所成勅文也者、(承保4・11・27)

(19) 博陸自簾中被示云、小忌人所役有前例、何難之有哉、(承暦5・11・22)

のようであり、このほかに本稿の(1)の(12)の「何事之候哉」の例もある。「何・(名詞)・之・有(在、候)・哉(乎)」の形のものが12例、「…之・所・[動詞]」の形のものが4例、その他2例と言つようにな分類することがわかる。

なお、右の(16)(17)に対しては、

(20) 或云、被和琴相加何事有哉、(承保3・6・2)

(21) 未時許勘解由判官師国来云、…(中略)…是腰下熱物更發所致

云々、(承暦5・12・11)

のように「之」の字を表記しない例や、また、前述の「何事之候哉」に対しても本稿の(1)の(13)に「何事候哉」とあって、やはり「之」の字を記さない例も見える。

以上のことから、主格を示す用法の「之」の字は右のような一定の表現類形のなかで記される傾向が強く、これは前述の小右記に見える傾向を受け継いでいるものと考えられる。

以上に述べたことをここでまとめてみよう。

まず、「之」の字が修飾の関係を示す場合については、貞信公記に「(可)…之狀」と言う表記様式が多用されているようだ、その日記獨得の傾向とみなされるものもあるが、御堂閨白記は別として、本稿で取り上げた日記全体における傾向としては、「間」「後」「由」(形式名詞)の語が被修飾語となる場合にそれらの語の上に「之」の字が記される場合が多く、この傾向は平安末期になるといへそう強くなる。

また、「可…之由」と言う表記様式が成立していることを貞信公記、水左記を通じての傾向である。

そして、平安末期になると、「間」「後」「由」の語のほかに、被修飾語が形式名詞または形式名詞風の語である場合にその上に「之」の字が記される傾向が強く認められるが、これを別の面から言えば、「…之處」「…之上」「…之間(時の副詞句を構成する形式名詞)」のような「之」の字を含む和風の表記様式が成立しがてていると言つことができよう。

慶長十三年(一六〇八年)と刊行されたロドリゲスの日本大文典によれば、「動詞に直接する属格」として、

「主として書かん」とばに於いて、例くば、Yoxi(由)、Aida(間)、Giô(条)、Yuye(故)、Tocoro(處)、Tomogara(輩)等の如き一種の実名詞が動詞に続く場合には、動詞の直後に格語の No(の)を添くる。例くば、Subeguino Yoxi(ヤグモの由)、caquequi-noida(書くぐもの間)、mairuno Giô(參むの条)、xitagôto-

coroni (従ふの處に)。「土井忠生氏訳による」とあるが、右の引用文のなかで「条」の語を除いて他のすべての語が、平安末期の資料である水左記のなかに、上に「之」の字を伴う確率の高い語のなかに見出されることは興味深いことであり、ロドリゲスの指摘した右のような事実は、表記の面だけから見れば、早く平安末期の水左記においてすでに成立しようとしているのである。

次に、「之」の字が主格を示す場合については用例が少ないが、平安中期の小右記では主格を示す「之」の字は一定の表現類形のなかで記される傾向が強く、この傾向は平安末期の水左記に受け継がれている。

平安時代の公家日記類における以上のような「之」の字の使用の傾向に対しても、御堂関白記はこの面で量的にも質的にも異なっているが、これは御堂関白記の表記様式が著しく破格の多いものであり、また、

(1)夜半計、徒斎院中宮琵琶・琴等被奉、是其形也、入腹中扇等、使者仁久るを捕留給禄云々、(寛弘6・7・7)

のよう、地の文のなかに和文の語順に従つたかな書きの部分が挿入されるなど、他の日記の表記様式と著しく異なつていて、これるべきである。

令役使有何難乎、(長元4・3・28)

とあって、右の傍点の部分は「傍官の然るべき」と訓読されるので、この「之」の字は同格を示す働きをしている珍しい例であるが、こ

れは「之」の字の主格を示す用法から転じたものと考えられる。「之」の字が同格を示す場合については拙稿「記録体の一考察—平安時代の公家日記類を中心にして—」(愛媛県文研究第十八号)を参照されたい。以上に述べたように、平安時代の公家日記類においては、全体的に見て「之」の字が主格を示す場合—同格を示す場合は言うまでもなく—は少なく、修飾の関係を示す場合が「之」の字の用法の中心となっているのであり、また、その両者の場合において、「之」の字の使用は一見恣意的に見えるけれども、以上に述べたような一定の傾向を持っているのである。

(補注) 本稿で取り上げた日記類においては、「件(くだん)」「指(させる)」などの連体詞が修飾語となる場合にはその下に「之」の字を記さない。

また、「此(この)」「其(その)」などの代名詞が修飾語となる場合、および、「酉(とり)」「戌(いぬ)」などの時刻を表す語が「時」の語の修飾語となる場合には、左に挙げる各一例を除いてはこれら

の語の下に「之」の字を記さないという傾向があるので、以上の

ような場合は用例数のなかに含めない。

。大略以此之旨依仰遣寺、大衆騒動頗平歟、(水左記、承暦2・1・21)

。終日陰、辰之時間細雨下、(同、承保4・8・5)

なお、本稿で取り上げた日記のなかには見えないが、左経記に、(2)新中納言申云…(中略) :暫被待帰洛、果不上、以傍官之可然、

(注) ①「書紀に見えてゐる「之」字について」(福田良輔氏著「古代語文ノート」(南雲堂桜楓社))

②権記の文章は記録体を土台としているが、時に駄文形式を織り交ぜていて、この点で他の公家日記の文章と異なる。詳細は拙稿「告論」をめぐって－権記の文体－（語文第27輯　大阪大学▽）を参照されたい。

③「『花を見るの記』の言い方の成立追考」（文学論藻14〔昭和34年6月〕）

④藤堂明保氏、近藤光男氏著「中国古典の読み方－漢文の文法」（江南書院）

⑤峰岸明氏「今昔物語集に於ける変体漢文の影響について－『問』の用法をめぐって－」（国語学第36集）参照

⑥②に同じ。

⑦朝覲行幸部類より採収した嘉承2年1月3日、改元部類記より採収した嘉承3年7月26日および同年8月3日の記述は除く。

⑧高松政雄氏「御堂関白記の実態－主に表記の面から見た－」（国語国文第31巻第9号〔昭和37年9月〕）

（ノートルダム清心女子大助教授）